

平成30年度 事業計画

(基本方針)

我が国経済は、総体として、緩やかな回復基調が続いているとされ、個別には、個人消費や設備投資も堅調で、企業収益や雇用情勢も改善しているとされている。

一方、有効求人倍率が、高止まりとなる中、企業の意識調査では、人手不足が、今後の景気の最大懸念材料との結果が報告されるなど、人手不足は、幅広い産業で深刻な状況になっているものと推測される。

今日、高齢者や女性の就業拡大によって、人手不足は、一定程度緩和されているものと考えられるが、我が国の労働力人口は、少子超高齢社会の到来と相俟って、今後とも、減少することが見込まれている。

このような中、シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる就業を通して、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、地域福祉の向上などに取り組んできたが、今後、一層、現役世代を支える重要な役割を担うことが期待されている。

本センターでは、ここ数年、派遣事業の拡大などを受け、受注金額が着実に増加してきた。平成29年度は、前年度を若干下回るものの概ね順調に推移したが、会員数は、継続雇用制度の施行や全国的な人手不足などの影響から、漸減傾向に歯止めがかからない状況となっている。

今後、継続雇用制度の施行などの影響を見極め、受注に円滑に対処できるよう会員の拡大が、特に重要となっている。

また、平成29年度においては、就業中の事故などは、前年度に比べ減少したものの、死亡などの重篤事故が発生し、安全就業の徹底が喫緊の課題となっている。

このようなことを踏まえ、「第2次高松市シルバー人材センター中期計画」を念頭に置き、高松市など関係団体とも密接に連携する中、国の補助事業である「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」などを積極的に活用しながら、諸課題の解消に向け、下記の重点取組事項などに取り組むこととする。

(重点取組事項)

- 会員数が、ここ数年、継続雇用制度の施行や深刻な人手不足などから、漸減傾向となっており、継続雇用制度の施行などの影響を見極め、会員の一層の加入促進に努める。
- 広く市民を対象に、シルバー事業への理解と協力を得るため、工夫を凝らし普及・啓発活動を実施する。
- 剪定や除草業務に就業する会員の高齢化などを踏まえ、剪定班、除草班の充実を図る。
- 高松市などと連携しながら、地域ニーズや会員の意向などを踏まえ就業機会の拡大に取り組む。
- 派遣労働会員のキャリアアップを図るため教育訓練を実施するなど、引き続き、シルバー派遣事業を積極かつ重点的に推進する。

- 会員の就業中の重篤事故の発生を踏まえ、傷害事故などの撲滅を目指し、安全意識の啓発や研修の拡充など安全就業の確保に取り組む。
- 適正就業推進の観点から、引き続き、総額請負契約を推進する。
- 就業機会の公平化を、引き続き推進するとともに、会員の就業上の不適格な行為の防止に取り組み、適正就業の徹底に努める。
- 公益社団法人として、引き続き、事業運営全般にわたる改善や見直しを進める。

I シルバー人材センター事業

1 請負・委任による就業機会の提供

市内の高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高松市やその他の公共的団体及び民間事業所、個人から、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる仕事を有償で受託し、本センター会員に提供する。

2 労働者派遣による就業機会の提供

香川県シルバー人材センター連合会（以下「県シ連」という。）高松事務所として、労働者派遣による就業機会を確保し、本センター会員に提供する。

特に現役世代の下支えや人手不足への対応を念頭に、民間事業所の要望に応えられるよう重点的に推進する。

3 職業紹介

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる仕事を希望する市内の高年齢者を対象に、有料職業紹介を行う。

4 調査・研究

事業を発展・拡充するため、高齢化の状況や高年齢者を取り巻く雇用情勢の調査などを行う。

中でも、有効求人倍率が高止まりの状況で、本センターの受注金額も堅調であることを踏まえ、発注者ニーズの動向の把握に取り組むなど、迅速・的確な情報収集に努める。

○具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 本センターを取り巻く諸状況の変化を的確に把握し、今後の事業見通しなども踏まえ、事業の改善に努める。
- (2) 新入会員の就業ニーズの調査や研修などを実施して、就業開拓などに活かす。
- (3) 会員の就業実態や未就業者の希望職種などを把握し、その就業先の開拓に努める。
- (4) 本センターへ提出されている会員情報の更新に努める。
- (5) 今後の消費税率の引き上げを念頭に置き、適宜、情報収集を行的確な対応に努める。

- (6) 「第2次中期計画」を、全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）などから情報を収集する中、改定に努める。
- (7) 香川県最低賃金の改定情報を収集し、適切な対応に努める。

5 普及・啓発

本センターの活動の趣旨や事業内容などについて、広く市民の理解を深め協力をいただけるよう、広報専門部会を中心に、効果的・効率的な普及・啓発活動の協議・検討を進め、市民、高松市、事業所などへの組織的な普及・啓発や会員個々による近隣地域での普及・啓発の推進を図る。

○具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 10月のシルバー事業普及・啓発促進月間を中心に、街頭啓発活動や地域でのボランティア活動などを通して、シルバー事業のPRに努め、受注の確保や会員の拡大を図る。
- (2) シルバーフェアについては、広報専門部会において、幅広い視点から、今後のあり方を検討する。
- (3) 高松市などが実施する各種事業にも参加し、シルバー事業の普及・啓発に努める。
- (4) 県シ連とも連携しながら、マスメディアや高松市の広報媒体などを積極的に活用し、シルバー事業の普及・啓発を図る。
- (5) 適宜、本センターの事業状況や実績などの情報をホームページに掲載し、シルバー事業に対する市民の理解と認識を深める。
- (6) 機関紙「シルバーたかまつ」や月刊「事務局だより」を、様々な工夫を凝らしながら編集・発行し、会員や市民へ迅速で分かりやすい情報の提供に努める。
- (7) 「遍路への観光案内・お接待事業」は、高松市共同募金委員会の最終年度の助成を得る中、引き続き、本センターの社会貢献事業、そしてPR事業として実施する。
- (8) 「放課後児童ふれあい育成支援事業」は、本センターの社会貢献事業、そしてPR事業として、今後のあり方を検討するとともに、高松市に対し、引き続き、事業実施にあたっての協力を要請する。

6 安全・適正就業の推進

適正な受託事業を確保する中、安全委員会、適正就業推進委員会を中心に年間活動計画を策定し、安全・適正就業に係る指導や研修の実施、情報提供などを行い、会員自身の意識向上を図るとともに、事業所などに対し、適宜・適切な周知と理解を求め、安全就業、適正就業の推進と徹底を図る。

○具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 安全委員会 5回程度開催
- (2) 安全就業対策
 - ア 重篤事故の発生を受け、事故の危険性が高い就業については、原則、複数就業を徹底するとともに、改正した「安全就業基準」や「作業別安全就業基準」の周知に努める。

イ 「安全保護具適正使用促進要綱」に基づき、安全帽、安全带など安全用具の装着を徹底するとともに、安全啓発のパンフ・チラシなどの作成配布、及び除草作業中の飛散防止対策などとして、引き続き、安全対策用具の整備・普及を図る。

ウ 自動車運転業務に従事する会員に対し、年齢制限と研修制度を的確に運用し、事故防止に取り組む。

エ 「損害賠償事故加害会員の措置に関する規程」の周知徹底を図り、適切な運用に努めるとともに、事故などを起こした会員などを対象に特別研修を実施する。また、一層の事故防止を目指し、同規程の運用を見直し、事故に重大な過失などがある場合には、直接、適正就業推進委員会での審議を経て制裁措置を講じる。

オ 安全強化月間を中心に、年間を通して、安全委員会委員などによる抜き打ちパトロールなど職場安全パトロールを実施する。

カ 作業用機械・器具などの取扱い研修並びに安全就業や交通事故防止の講習会を実施する。

キ 重篤事故の発生を受け、新たに自走式草刈機の操作研修を実施するなど、剪定・除草作業などの安全対策に関する研修を充実し事故防止に努める。

ク 安全講習会の充実に努めるとともに、県シ連主催の安全就業推進事業に会員の参加を奨励する。

ケ 公務上事故（傷害・賠償）報告書を分析して、安全対策に活かす。

コ 機関紙「シルバーたかまつ」や月刊「事務局だより」などを活用し、安全就業の周知・啓発に努める。

サ 安全就業には、健康が不可欠であることから、年1回の健康診査の受診や、派遣労働会員には、健康チェック問診票の記入を徹底する。

シ ここ数年で最も少ない年度の事故件数を下回るよう努める。

(1) 適正就業推進委員会 5回程度開催

(2) 適正就業対策

ア 「会員就業の基準に関する規程」に基づき、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務にかかる就業の適正化を徹底するとともに、就業機会の公平化を図るため、ワークシェアリングやローテーション就業を活用する。

イ 適正就業を推進するため、上記規程に基づき、就業期間の制限などを超える会員に対する改善措置を継続して実施する。

ウ 適正就業推進委員会委員などによる就業先への巡回調査を実施し、就業実態を踏まえ適正就業を推進する。

エ 就業不適格会員に対しては、引き続き、上記規程に基づき厳正な措置を講じる。

オ 新規の受注又は既存契約の更新に当たっては、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づき、シルバー派遣事業や職業紹介事業も活用し適正就業を図る。

カ 引き続き、総額請負方式での契約を推進する。

7 就業分野の開拓・拡大

高年齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、民間事業所からの要望などの的確な把握に努め、仕事の需給調整と新たな就業先の開拓などを行う。

○具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の主旨に沿って、高松市、民間企業などからの新規事業の受注開拓に努める。
- (2) 理事を中心に、ブロック長、班長などに対し適切な情報提供を行う中で、地域班、職群班における会員の連携強化と自主的活動を促進しつつ、地域班や職群班による地域における就業先の開拓を進める。
- (3) 事務局業務係担当が訪問活動などを行い、既存の発注者の潜在ニーズの掘り起こしに努めるとともに、新たな就業先の開拓を推進する。
- (4) 剪定班、除草班、表具グループなどの充実・強化を図るとともに、今後とも、共働・共助や技能の強化に努め就業拡大を図る。
- (5) 剪定受注量に適切に対応するため、会員が剪定班に加わり易い環境づくりなど班員の確保に取り組むとともに、剪定技能の向上や安全対策に関する研修を充実し、剪定班の充実・強化に努める。
- (6) 新入会員や未就業会員などを対象として、効果的な就業相談の実施に努める。
- (7) 発注者の満足度の向上を図るため、会員研修及び職員研修を充実・推進する。
- (8) 派遣労働会員のキャリアアップを図るため教育訓練を実施するなど、引き続き、シルバー派遣事業を積極的に推進する。
- (9) 会員への総額請負方式の周知に努め、シルバー事業の安定・拡大を図る。
- (10) 独自事業のシルバーわいわい農園や書道教室の充実に努める。
- (11) 超高齢社会の進展を見据え、介護保険制度新総合事業の着実な推進に努める。
- (12) 高松市と連携し、新たに空き家管理事業の実施に取り組む。

8 地域就業機会創出・拡大事業

国の補助制度である地域就業機会創出・拡大事業を活用し実施していた「剪定枝葉等リサイクル事業」については、補助期間（3年度）が満了したため、今後、地域ニーズや会員の意向などを踏まえ、それに代わる、新たな補助対象事業の実施を検討し、国庫補助金の有効活用に努め、就業機会の拡大を図る。

II 高齢者活躍人材育成事業

県シ連が実施する高齢者活躍人材育成事業について、協力、連携を図る中で、現役世代を支える分野や人手不足分野への派遣、請負、職業紹介の拡大を図る。

○具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 県シ連が行う高齢者活躍人材育成事業と協力・連携して、現役世代を支える分野や人手不足分野への派遣、請負などの充実・拡大に努める。
- (2) 独自に新入会員研修や技能・接遇などの研修・講習会を実施する。

III 法人の充実と財政基盤の確立

公益社団法人として、各種事業を実施し、法人の円滑かつ適切な運営と発展に努める。併せて、本センター及びシルバー事業の安定的・継続的な運営を確保するため、財政基盤の確立に努める。

○具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 自主・自立・共働・共助の基本理念に則り、会員による自主的な運営の確立を目指して、情報の提供や啓発を行う。
- (2) 毎月、定期的に理事会を開催し重要案件を審議するとともに、地域班の活性化など重要な課題に的確に対応するため担当理事の設置や新任理事研修会を実施するなど、引き続き、理事会機能の強化を図る。
- (3) 各専門部会や委員会が、それぞれの役割を的確に果たすことができるよう、情報の収集・提供、研修機会の確保などに適切に取り組む。
- (4) 新たに整備した本部事務局体制を踏まえ、業務の適正、効果的・効率的な推進を図るため、職員の意識・資質の向上を目指し、年1回以上の研修機会の確保に取り組むとともに、併せて、会員との連携強化に努める。
- (5) 会員相互の交流を深め法人の一体感を醸成するため、独自事業のシルバーわいわい農園や書道教室、各種同好会など様々な機会を捉えて、会員の交流を推進する。
- (6) ブロック懇談会を開催し、地域班の各種活動の活性化や会員の相互交流などを図る。
- (7) 遅延未収金回収要綱に基づき、引き続き、迅速・着実に遅延未収金の回収に努める。
- (8) 本部事務所の整備及びパッカー車の購入準備などのため、引き続き、特定費用準備資金及び資産取得資金の積み立てを行う。
- (9) 本部事務所施設の老朽化を踏まえ、本部事務所の整備などについて、関係団体との協議・検討を進める。
- (10) 南部地区センター事務所のより効率的な運用を目指し、高松市と協議し適切な対応に努める。

IV 法人管理事業

1 会員の状況

平成22年度をピークに、会員数が、総体的に漸減傾向となっており、特に、ここ数年は、継続雇用制度の施行や全国的な人手不足などの影響から、漸減傾向に歯止めがかからない状況となっている。

今後、このような状況を見極めつつ、団塊の世代を念頭におきながら、ホワイトカラー退職者や女性など幅広く加入促進に努める。

会 員 数	平成28年度末	1, 812人
	平成29年度末	1, 770人
	平成30年度(予算)	1, 750人

○具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 継続雇用制度の施行や全国的な人手不足などの影響を見極めるとともに、全シ協、県シ連、他のセンターと連携しながら、会員拡大の有効な方策を検討・実施する。
- (2) 本センターの事業活動に賛同し、健康で働く意欲のある会員を広く求めるため、地域班員による加入活動を推進するとともに、街頭啓発活動などの実施、ホームページや各種広報媒体を活用するなど、市民へのPRに努め会員拡大を図る。
- (3) 月3回の入会説明会(本部・南部地区・東部地区)を、引き続き、開催する。
- (4) 機会を捉えて、入会説明会などの出前を実施する。
- (5) 本部事務所で実施している就業相談などを活用し、未加入者に対し入会を奨励する。
- (6) 新入会員に対して、速やかに就業機会を提供するとともに、一層、会員交流を図るなど会員の定着に努める。
- (7) 派遣労働会員のキャリアアップを図るため教育訓練を実施するなど、引き続き、シルバー派遣事業を推進し、団塊の世代やホワイトカラー退職者などの入会を推進する。

2 公益社団法人としての適正性の確保

公益社団法人として適正な運営に努める。

○具体的な内容は、次のとおりである。

- (1) 香川労働局、香川県、全シ協、県シ連などから、適宜、助言を受けるとともに、他のセンターの運営状況などを把握する中で、適正かつ円滑な運営に努める。
- (2) 公益社団法人として、情報公開やコンプライアンスの向上などに努め、一層の運営改善を図る。
- (3) 改正した「個人情報の保護に関する規程」などに基づき、個人情報の適正な取扱いを徹底する。
- (4) マイナンバー制度の実施に伴う特定個人情報の適正な取扱いを徹底する。
- (5) 引き続き、公益法人制度に相応しい諸規程や会計基準などの適切な運用に努める。

3 南海トラフ地震への備え

近い将来、発生が予測される南海トラフ地震は、甚大な被害が予測されているため、本センター業務において、安全かつ迅速な避難や情報の伝達、安否確認などができるよう、関係機関と連携して防災・減災に向けた準備などに取り組む。

4 諸会議の開催

本センターの管理運営に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

会 議 名	開 催 回 数
(1) 定時総会	1回
(2) 理事会	12回（1か月に1回）